

大月市立中学校部活動地域連携
及び新たな地域クラブ活動への移行基本計画

大 月 市 教 育 委 員 会

令和6年7月25日

目 次

1 大月市立中学校部活動地域連携及び

新たな地域クラブ活動への移行基本計画の作成に当たって……………1

2 大月市の現状と課題 ……………2

3 大月市の取組の方向性 ……………7

4 取組の主体(担当)・役割 ……………8

5 取組目標(目指すところ) ……………9

6 取組の重点 ……………9

7 具体的な取組 ……………10

8 部活動指導員の雇用のための費用負担 ……………16

9 今後の取組とスケジュール ……………17

1 大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行基本計画の作成に当たって

中学校等の部活動を取り巻く状況の変化に伴い、国は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月 スポーツ庁・文化庁)を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応についての考え方を示している。その前文には、学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた経緯がある。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。よって、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があると結論付けている。

この国の方針を受けて、県では「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、その中で、まずは休日における地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を着実に推進し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域の実情に応じて可能な限り早期に学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行を目指すとし、そのために「地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備すること」及び「スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消すること」を目標としている。ただし、地域の実情に応じて段階的な体制整備も可として、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することも考えるとしている。「学校部活動」と「新たな地域クラブ活動」との当面の併存を認めている。

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会の確保を目指す取組を市町村に依頼している。

大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行基本計画(以下「市基本計画」という。)は、学校と地域の連携・協働により、生徒のニーズに応じた持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境整備を図るとともに、部活動指導に係る教員の負担軽減を

図るため、令和７年度以降の休日の部活動の段階的な地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行基本計画を推進するために策定するものである。

２ 大月市の現状と課題

(1) 現状

①生徒数及び部活動の設置状況等の現状

中学校の部活動を取り巻く状況は、今後も大きく変化していくと思われる。特に少子化による生徒数の減少は、各中学校の部活動の存続に影響を与えている。令和６年度４月時点の中学生の在籍は４０８名であるが、７年後の令和１３年度の在籍予定は２７２名であり、１３６名の減となる。

また、令和５年度の各中学校の常設の部活動は以下のとおりである。大月東中学校は１１部、猿橋中学校が１２部である。

中学校部活動調査 大月東中学校 R6,5 実施 部員数の()内は３年を含む

部 活 動 名	男女	常設・特設	部員数	備考(顧問数等)
野球	男女	常設	11(17)	2
サッカー	男女	常設	11(11)	2 上野原中との合同
陸上	男女	常設	14(17)	2
ソフトテニス	男	常設	10(16)	1.5
ソフトテニス	女	常設	6(11)	1.5
バスケットボール	女	常設	6(11)	1.5 外部指導者１名
バレーボール	女	常設	17(21)	1.5
卓球	男	常設	11(17)	1.5
卓球	女	常設	6(9)	1.5
柔道	男女	特設	0	1 空手と兼任
空手	男女	特設	0	
美術文芸	男女	常設	7(13)	1.5
吹奏楽	男女	常設	11(15)	1.5

中学校部活動調査 猿橋中学校 R6,5 実施 部員数の()内は3年を含む

部 活 動 名	男女	常設・特設	部員数	備考(顧問数等)
野球	男女	常設	11(19)	2
バレーボール	女	常設	14(23)	2
バスケットボール	男	常設	15(18)	1
バスケットボール	女	常設	7(12)	1
バドミントン	女	常設	19(23)	2
卓球	男	常設	3(10)	1
卓球	女	常設	5(15)	1
ソフトテニス	男	常設	8(12)	1.5
ソフトテニス	女	常設	3(8)	1.5
剣道	男女	常設	12(15)	1
音楽	男女	常設	19(21)	1
美術	男女	常設	17(21)	1
空手	男女	特設	0(1)	
バドミントン	男	特設	6(9)	

②部活動地域移行アンケート(令和4年7月北教研体育部会)から抜粋

○今後、部活動が学校外での地域クラブに移行しますが参加しますか、という問いに222名が回答し、参加すると答えた生徒は55.9%であった。

(生徒対象)

○部活動が地域に移行して期待できることを書いてください。

- ・より専門的な技術が学べる。
- ・仲間との交流が広がる。
- ・習い事の幅が広がる。

○部活動が地域に移行して心配なことを書いてください。

- ・実力の差だったり、学校での活動はなくなったりしてしまうこと。
- ・周りにいた人たちが離れていってしまうこと。
- ・練習のやり方が変わること。
- ・練習時間の確保。

・練習量が増え、練習の強度も部活より強いから、初心者や楽しんでやりたい人たちに合わない環境だったら部活もないから、その人たちが運動をする場がなくなってしまう。

- ・今までのチームワークなどを作り上げてきたことが無駄になってしまう。
- ・いろいろな人がいると、自分の本領が発揮できない。
- ・なれない場所や先生たちと何をするか、どうやってやるのかわからない。
- ・安全かどうか(あと参加しようかどうか悩んでいる)
- ・移動時間で帰る時間が遅くなること。
- ・学校の人たちとの交流が減る。
- ・技術面ばかりで意識的な格差が起こりそう。
- ・生徒の間でのトラブルが起こった際、どう解決するのか。
- ・部外者が入るので、ハラスメントが起きないかどうか。
- ・顧問の先生と部活動においてのかかわりが減ることが不安。
- ・今は学校のものを使って、練習しているけれど、移行した場合どうなるのか。

(保護者対象)

○部活動が地域に移行して期待できることを書いてください。

- ・先生の負担の軽減、授業内容やクラス運営に今以上に時間をかけることができる。
- ・地域に移行するのではなく、外部コーチが学校に来て部活として活動できたら理想。

○部活動が地域に移行して心配なことを書いてください。

- ・送り迎えが困難、金銭的にも心配。
- ・部活動で得られていた先生との関係が希薄にならないか心配。
- ・部活動は生活指導の一環であると考えてきたので、校内で教師と生徒のつながりが薄れるのではないかと思うと寂しい。

③休日部活動の地域移行に向けた実態調査(令和4年12月山梨県教育委員会)から(教職員の意識)

○部活動の指導の負担はどの程度ですか。(中学校教員のみ)

- ・まったく負担ではない 負担ではない 平日…35% 休日…26%
- ・負担である 非常に負担である 平日…65% 休日…74%

○休日の地域スポーツ活動指導者及び文化活動指導者の兼職兼業への意向はありますか。

- ・兼職兼業を申請したい 小学校 4.4% 中学校 16.6%
- ・兼職兼業を申請しない 小学校 77.9% 中学校 56.5%
- ・どちらともいえない 小学校 17.7% 中学校 26.9%

(2) 課題

①上記(1)における本市の課題

市内の中学生の生徒数が、現時点で出生している7年後には約140名の減少となり、それ以降も減少していくことが予想される。また、両中学校ともに全員部活制ではなく、希望部活制であり、部活動をしなかったり、校外活動を優先したりしている生徒も一定数いることも減少につながる要因となっている。

人数減に対しては、今までも各校ごとに部活動の数を減らすことや他校との合同部活動を行ったりすることで対応してきたが、今後は、生徒のニーズに対応したり、教員の働き方改革を推進したりするためには合同部活動をさらに推進したり、新たな地域クラブ活動に移行したりすることも必要である。

○全県の調査ではあるが「部活動の指導の負担はどの程度ですか」という中学校教員への質問に多くの教員が負担感を持っている。特に、休日の部活動を負担と感じている教員は四分の三もいる。本市も同様の傾向と思われる。この結果からも教員の負担軽減のためには、部活動の地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行を進めていく必要がある。

○「今後、部活動が学校外での地域クラブに移行しますが参加しますか」という質問に半数強の中学生が参加すると答えている。半数弱が参加しないとの回答で、新しいことへの不安が垣間見える。保護者の意見からも同様のことが見て取れる。部活動の新たな地域クラブ活動への移行は最終目標としても、まずは地域連携から始めて整備し課題を克服し必要な軌道修正をし、段階的に移行するのが望ましい。

②部活動を新たな地域クラブ活動へ移行するうえでの課題

(受け皿の整備)

○休日部活動の受け皿となる地域団体(特に統合型スポーツクラブ)が本市では不足しており、地域スポーツクラブ活動への移行には相応の労力が必要であり、人材及び組織作り、財源確保の上でもすぐには難しい。

○学校管理下の部活動では、事故や怪我が発生した場合、教員顧問以外の教職員も連携し、事故等の対応にあたることができるが、新たな地域クラブに移行した場合は、事故等の対応も含めた指導者数の確保や安全管理体制の構築が課題となる。学校管理下における部活動においても全国で指導上の安全配慮義務等の過失についての争訟もある中で、地域クラブやその指導者に対する損害賠償が発生した場合に、地域クラブ等と生徒・保護者間でいかに円滑に解決できるか課題である。

○休日部活動における部員間のトラブル等については、学校と地域クラブのどちらが責任をもって対応するのか整理が難しい。また、地域クラブが引き起こしたトラブルであっても1週間に1回しか活動しない地域クラブに解決することができる体制や時間があるとは考えにくく、初動の遅れによってトラブルが深刻化することが懸

念され、解決に向けた学校の負担が増えることが心配される。

○生徒の食物・運動誘発アレルギー等の基礎疾患の情報や緊急時の保護者の連絡先などについて、地域クラブが個人情報をもどのように取得し、管理するのかを整理しておかないと平日部活動と休日部活動の連携の障害となる。

(指導者の確保)

○中学生の発達段階に対応した技術力・生徒指導力を有する外部人材の確保が難しい。指導者は事故や怪我の対応、部員の個人情報の管理、部費等の金銭管理などの責任が課せられる一方で、勤務時間が短いことから一定程度の報酬しかもらえず、平日の会社等の勤務をしながら、責任や技術、人格等の一定の質が求められていることは、人材確保の障壁として考えられる。報酬額も課題である。

○教員顧問に代わる指導者の研修を実施するための経費負担や人的負担が大きい。また日本スポーツ協会や競技団体の指導者資格については受講日程が限られることや受講料や更新料の負担が課題となる。

○本市は当面は、部活動の地域連携を選択することになると思うが、2中学校のそれぞれの部活動に部活動指導員を確保するのか、合同部活動にして部活動指導員を絞るのか、また上野原市立中学校と合同部活動をしているところは指導者をどうするのか、基本的な方針を決めなくてはならないが、難しい課題である。全体の運営の推進は教育委員会が当面行うことになるが、やがては教育委員会が任命したコーディネーターに移行していくことが必要である。今後、継続的に部活動指導員を発掘・依頼しなくてはならない。

○国の指導では、部活動指導員には休日の指導だけではなく、教員がいない中での大会の引率などを財政的な補助の要件としているので、それに見合った人材の確保は大変である。

(予算)

○外部人材の人件費、教員や市職員の兼業の場合の報酬や休日部活動の運営に要する管理費等の継続的な予算確保が課題となる。

○受益者負担については、部活動が学校教育の一環として、長年、公費負担により公的に保障されてきた中で、今後の部活動の意義やあるべき姿、公費負担となる平日部活動との関係、休日部活動に移行した部のみが受益者負担の対象となることや経済的に困窮する生徒への支援など、市民・保護者の理解が得られるのかが大きな課題である。そもそも何を受益者負担とするのか明確にしなくてはならない。

(施設)

○学校施設のセキュリティのため、校舎等を使用する文化部などは、使用できる場所の調整が必要になるなど、休日の施設の利用には調整すべき課題が多い。

○市民の休日における学校施設の利用のニーズは高く、休日部活動についてしっかりと位置づけがないと受け皿になる地域クラブの学校施設の優先利用について

反発が生じる懸念がある。

(大会の在り方)

○様々な全国大会や関東大会を目指す生徒にとって、部活動は将来の進路にも影響を与えることから、生徒や保護者の関心が高く、それが技術力のある指導者への期待につながり、外部人材のハードルを高くしている。

(その他)

○部活動の地域連携と新たな地域クラブ新設の間には違う課題がある。国や県は新たな地域クラブ活動等の受け皿づくりにシフトしているが、当面は部活動の地域連携を模索するほうが現実的である。

○部活動で進路保障まで考えている保護者・生徒のニーズと多様な運動の機会を設けるとする考えとが相いれない。また、既存の平日の部活動の延長を考えると、休日は練習のみならず、連盟や協会の大会への参加や練習試合等も組まれてきた。目指すべき方向が定まらない。

○部活動が教育課程なのか、教育課程外なのか、教員の仕事なのかそうではないのかなど、現在の部活動の在り方自体も市民に広く認知されてはいない。

3 大月市の取組の方向性

文科省は、予算の確保等の不調等により、令和5年度から令和7年度末までの「改革集中期間」という名称を、令和7年度末の部活動の地域移行化達成目標を設定しない「改革推進期間」という名称にトーンダウンした。

そういったことも踏まえて、また本市では現在の統合型地域スポーツクラブのような地域スポーツクラブは高齢化や種目の偏り等があり、また新たな統合型の地域のスポーツクラブを設置するのには多くの労力と準備が必要であることを考え合わせると、学校の「部活動の新たな地域クラブ活動への移行」の前段階の「部活動の地域連携」を今の時点では進めるのが現実的であると判断する。文科省でも、すぐに地域クラブ活動への移行が難しい地域は、複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や部活動指導員等の地域人材の配置といった「地域連携」を進めるとしている。

また、令和5年度に、北都留地区小中体連理事長に聴取したところによると、これまでは平日に部活動をしていて、足りないところを補ったり、練習試合等を組んでスポーツの楽しさを味わわせたり、技量を伸ばしたりするために休日の部活動があったが、それが地域に移行すると、そういった時間は取れなくなって、平日の部活動は活動時間も少なく健康維持や趣味の域を出ない活動となるおそれがあるとのことであった。

学校が主体となって行われる部活動と違って、やがて目指すべき「新たな地域クラブ活動」は、総合体育館・陸上競技場・市民会館等社会教育施設、閉校跡地も含めた学校体育施設など多様な場所で実施する多世代・多目的な活動で、いわば地域が主体となって行われる活動である。また、学校管理下外の活動であり、社会教育の範疇になる。したがって、運営費用

は受益者負担が原則であるが、前例のないことなので確立するまでの準備には多大な事務や各団体との折衝等が発生し、新しい枠組みを作るのには大変な労力が必要となることが予想される。

本市では当面は「部活動の地域連携」で実績をつくり、可能という見極めができるようになれば、それを基にしながら競技ごと、部活動ごとから「新たな地域クラブ活動」への移行を順次進めていきたい。

ともあれ、生徒たちのニーズに合った、生徒たちのことを第一義に考えた部活動改革であり、教員の部活動指導による過重な負担をなくすこと(休日の部活動は希望する教員を除き行わない)による働き方改革であること、そして持続可能な部活動であることを、どんな形態であっても可能な限り押さえておきたい。

4 取組の主体(担当)・役割

(教育委員会)

- 当面は、教育次長を総括としながら、学校部活動の地域連携を目指すので、学校教育課長が主体となり運営事務局は学校教育課こどもの学び支援担当が行う。主な業務は、大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行推進協議会の実施及び運営、部活動指導員、外部指導者（以下「部活動指導員等」という。）確保のための「要綱」作成、必要となる部活動指導員等の数の確定とそのための予算確保、部活動指導員等の人材確保(リスト・バンク作り、学校や社会教育課の協力も得ながらの依頼)・研修、管理事務、部活動指導員等と学校との連絡調整、要望や課題の吸い上げと解決、保護者や学校関係者等への広報。

なお、部活動指導員等の確保は、市スポーツ協会や、市スポーツ推進委員協議会、市スポーツ少年団、市文化協会や市吹奏楽団等の外部団体の支援が必要となることから、その窓口である社会教育課の協力も得る。

- 学校部活動の競技ごとの新たな地域クラブ化が図られる段階から、全体的な新たな地域クラブ活動が設置される見極めができたところから、運営事務局は、学校教育課の協力も得ながら社会教育課に移行する。

(学校)

- 2 中学校は、校長及び教頭の指導を受けながら、体育主任が主、教務主任が従として校内の運営事務局となって、校内及び2校間で検討し協議し、部活動の地域連携の形態(単独か合同か)を決定し、部活動指導員等の確保について教育委員会と連携・協力したり、競技ごとの部活動ごとのクラブ化も視野に入れたりしながら事業を推進する。
- 部活動指導員等との休日の練習計画や練習方法、練習において配慮すること、緊急の連絡方法、休日の大会引率などの連絡・調整を行う。
- 本市及び本校の部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動について保護者等に広報を

行う。

- 部活動顧問の休日の勤務を減らすことの調整を行う。
- 競技ごと、部活動ごとに新たな地域クラブ活動への移行の事務を模索し実行に移していく。
- その他教育委員会から依頼されたことを行う。

5 取組目標(目指すところ)

令和7年度から、大月市立中学校における休日の各部活動(学校と相談をしていくつかの部)が、学校や地域の実態に即して、地域連携や実態に応じて新たな地域クラブ活動への移行を始め、令和8年度以降は特設部を除いて必要とされるすべての部活動で地域連携を展開し、そのうえで地域連携から段階的に新たな地域クラブ活動への移行に進むよう取り組むことを目標とする。

6 取組の重点

学校部活動の段階的な地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行に向けた取組を行うために次のことに重点を置く。

- (1) 生徒のニーズ、学校の状況、教員の働き方改革に応じた学校の部活動の地域連携から新たな地域クラブ活動への移行へと整備を進める。

従来、学校部活動を中心に据えて生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保してきたが、今後は生徒数の減少、学校部活動数の減少、教員定数の減少、教員の働き方改革を考えると、今の体制で学校の部活動を運営していくことは難しくなっている。そこで、地域と連携し、地域の力を借りた学校部活動を組織したり、競技ごと、部活動ごとに地域クラブ活動に移行したり、可能という見極めができれば地域移行の受け皿となる団体を組織したりして、運営体制の整備を進めていく。当面の間は休日のみを対象として行い、国や県、他自治体の動向を見ながら平日も対象となるか検討する。

- (2) 生徒の健全育成のための部活動指導員等の確保と指導力の向上を図る。

今後、学校部活動の地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行が進むにつれて、多くの部活動指導員や指導者等が必要となってくる。そのためには、市のスポーツ協会をはじめ、多くの関係団体に呼び掛けるとともに、将来的には教員の兼職兼業についても規程等を作成し運用の準備が必要となってくる。また、指導力向上及び適切な生徒指導の観点から、部活動指導員等の研修機会の確保も必要となる。

- (3) 生徒の活動を支える環境を整備する。

学校部活動では、生徒指導等のトラブルへの対応、事故への対応、活動場所の確

保、大会参加等については、主に教員が行ってきたが、今後は、学校外の指導者が対応することも多くなると考えられる。その際に、生徒にも指導者にも混乱が起きないように対処マニュアル等を整備しておく必要がある。

「学校部活動」と「地域クラブ活動」との区分

区分	学校部活動	地域クラブ活動
運営団体	学校	総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間クラブ、文化芸術団体等
関係法令等	中学校学習指導要領	社会教育法
対象	自校生徒（合同チーム・拠点校も可）	原則として地域の児童・生徒
主な指導者	教師、部活動指導員 （学校が正式に委嘱した外部指導者）	地域スポーツ・文化芸術指導者、保護者、部活動指導員、外部指導者、退職教師、兼職兼業の教師等
活動日	部活動方針に則った活動日	休日※平日も可であるが、部活動方針に則った活動日となるように配慮
活動場所	学校等	学校、地域の公共施設、クラブの施設等
活動時間	平日2h程度、休日3h程度	左記に同じ
運営費	部活動費、保護者会費等	受益者負担、行政の補助等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済給付	運営団体・実施主体でスポーツ安全保険等に参加 ※災害共済給付と同等の補償内容が望ましい
責任の所在	学校（学校の管理下）	運営団体・実施主体（学校の管理下外）
参加可能な大会等	小中体連主催大会 その他大会 （協会・連盟主催の大会やコンクール等）	小中体連主催大会 学校単位以外も出場可能とする大会やコンクール
指導者の報酬等	教師：教員特殊業務手当 部活動指導員：設置者による報酬 外部指導者：市町村・学校の規定による報酬	運営団体・実施主体による報酬
指導者の条件等	教師：教員免許 部活動指導員：設置者が任用 外部指導者：学校等の規定	運営団体・実施主体が決定 （スポーツクラブにおいては、日本スポーツ協会等の公認スポーツ指導者資格等を所持していることが望ましい）

「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」から引用

7 具体的な取組

(1) 生徒のニーズ、学校の状況、教員の働き方改革に応じた学校の部活動の地域連携から新たな地域クラブ活動への移行へと整備を進める。

学校部活動の地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行にあたっては、学校が主体となって運営・実施する「学校部活動の地域連携」への取組を当面は行い、その後競技ごと、部活動ごとに「新たな地域クラブ活動」への移行が可能かについて模索し実施し、さらに必要があれば地域の多様な団体が、多くの競技を一体的に運営・実施する「新たな地域クラブ活動」へと移行を模索し実施する。

① 学校部活動の地域連携

ア 学校部活動の地域連携とは

2 中学校等でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまでも学校で運営しつつも地域と連携することで生徒の活動の機会を保障するとともに、教員の働き方改革に資するものである。

イ 運営について

運営については、従来通り学校が主体となる。よって、活動の位置づけは、学校管理下内とし、事故等の補償についても従来の学校部活動と同様の形で行われる。また、大会への参加も状況と競技に応じて単独の学校主体、複数の学校主体、または条件が整えば新たな地域クラブとして行う。指導者は教員のほか、部活動指導員等が1名以上はいるものとし、休日の部活動は教員の指導者は交代で参加指導し、部活動指導員等は原則として参加指導する。

なお、大月市の部活動休養日及び活動時間の基準は次の通りである。

○週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休業日を設ける。

○1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

ウ 学校間の連携の^{かた}型

地域との連携は、学校が主体となることを基本とするが、生徒のニーズと教員の負担軽減のために、次のような「型」で活動する。運動部では市内2つの中学校の常設で共通の種目の競技を合同部活動として設置できないかを探る。

(ア) 1つの中学校にしかない競技等を単独実施

大月東中にしかない男女陸上部は、地域のアスリートクラブに所属の指導者を保護者の理解を得て学校で指導してもらうか、あるいは地域のクラブに参加するか、検討をする。学校で指導をお願いする場合は休日の部活動指導員としての指導をお願いする。同じく大月東中にしかないサッカー部は、現在上野原中との合同チームを作っているため、上野原市との協議が必要になる。猿橋中にしかない女子バドミントン部は、地区にある男子バドミントンクラブの指導者を部活動指導員として休日は合同練習の指導や練習試合の補助をしてもらえるか検討する。また、同様の剣道部は、休日も練習をするのであれば部活動指導員をお願いする。地域のスポーツ少年団等での活動もありうるか検討する。猿橋中

にしかない男子バスケットボール部は、女子との合同部活動ができるか、あるいは単独で行うかの検討をする。

文化部で該当すると思われる大月東中の吹奏楽部は、休日の練習やコンクール参加などは地域の吹奏楽団の支援を得て、部活動指導員枠を設定し、楽器ごとに交代して指導をお願いしたりすることを検討する。

(イ) 2 中学校ともにある競技等を学校ごとに単独で実施

2 中学校共にある野球部、男女ソフトテニス部、女子バスケットボール部、バレーボール部、男女卓球部の 7 部が該当する。それぞれに部活動指導員等を依頼する。

(ウ) 2 中学校にとともにある競技を合同にて一か所で実施

想定されるのは、野球部、男女ソフトテニス部、女子バスケットボール部(男子バスケットボール部をどうするか)、バレーボール部、男女卓球部の 5 部(男女別に分けると 7 ないし 8 部)である。2 校の合同部活動ができるか、あるいは単体で部活動を行うか等の丁寧な吟味が必要になる。

例えば、2 中学校の合同部活動とした場合は、土日のどちらかを練習日や練習試合に充て、5 部に 1 人ずつ(人数が多い部は 2 人か)の部活動指導員を委嘱し、2 校の顧問 2 人～4 人は交代で月 1 回か 2 回程度は参加もしくは指導に当たることとする。完全な働き方改革にはならないが、交代で参加・指導することで現状よりはゆとりがもてるし、先に挙げた「現在、本市において考える課題」の多くは解決ができる。なお、教員は従来の特勤手当(部活動指導手当)で弁償し、部活動指導員の報酬は県の補助を充てることを探ったり、市独自の「大月市立中学校部活動等指導員取扱要綱」を作成し、それに則り市独自の財源で保障したりする。ちなみに、山梨県の報酬は 1 時間当たり 1,600 円であり、年間 210 時間を上限としている。

また、交通費は交通手段が私有自動車で、通勤距離が片道 10 km を超える部活動指導員に対して、県職員の旅費条例に順じ、1 km につき 37 円以内とし、年 2,270 km を上限としている。県の補助金は何人分もらえるのか、市の負担は何人分になるのかは、研究が必要である。練習試合に行く場合の交通費等は生徒も含めて学校の実情を調べる必要がある。

繰り返すが部活動の地域連携という形は、あくまでも部活動なので学校管理下の活動である。したがって、生徒がけが等をした場合は、従来の保険が使えるし、教員の場合も同様である。場合によっては労災保険も可能か検討する。練習会場については、人数にもよるが、学校間で調整を行い、両校の体育館や校舎、グラウンドの利用を原則として、市の施設も空いているようであれば活用する。練習会場への送迎については、徒歩、スクールバス利用、保護者の送迎による。必要に応じて学校-保護者間連絡ツール「tetoru」の活用もする。

なお、夏季及び冬季休業中の部活動については、土日祝日は原則として行わない。また、部活動指導員の具体的確保は社会教育課スポーツ振興担当の支援を得て教育委員会学校教育課と学校が相談・協力をしながら、継続的に行う。

② 競技ごと、部活動ごとのクラブ活動

単独部活動及び合同部活動については、現段階でまたは将来的には競技ごとに新たな地域クラブ活動への移行が可能かどうかについても検討し、可能と判断したところから移行する。

(例)

○東中陸上部の休日の活動(大会前は学校部活動も可)は、新たな地域クラブ活動への参加が模索できないか。

○猿橋中女子バドミントン部や剣道部の休日の活動(大会前は学校部活動も可)は、地域のクラブに参加し、新たな地域クラブ活動として組織ができないか。

○東中吹奏楽部は、市の吹奏楽連盟の方々に新たな地域クラブ活動として支援してもらえるか。

○東中野球部は、大月市と上野原市の子どもたちを対象に「新たな地域クラブ活動」が発足している。月の何回かの休日はそこへの参加を促し、大会前等は学校の部活動として行うことは可能となるか。

③ 新たな地域クラブ活動

ア 新たな地域クラブ活動とは

学校部活動の代わりに、地域の多様な団体や民間の事業者が運営するスポーツクラブや文化芸術団体での活動を「新たな地域クラブ活動」と位置づけ、その団体に生徒が参加し、多様な活動を行う。

イ 運営について

それぞれの団体や事業者が運営・実施する。運営に当たっては、学校管理下外であることから、事故等があった場合の補償については独自に保険加入が必要である。また、活動場所については、独自に確立されることも想定されるが、希望があれば公共の施設だけでなく、地域の学校施設も活用できる。学校部活動から移行する際には、もう一度上記について確認するとともに、中体連等の大会への参加手続き等の周知や生徒指導等のトラブルが発生した時の学校との連携についても協議しておく必要がある。特に生徒指導に当たっては、学校関係者と地域クラブ関係者が、定期的に情報交換を行う必要がある。

ちなみに、参考までに部活動の新たな地域クラブ活動への移行を推進するためには、次の項目の検討・実施が必要となる。

①運営団体・実施主体の決定 ②運営スタッフの確保(事務局・コーディネーター等)
③参加する生徒の想定 ④活動を行う種目、活動内容等の決定 ⑤活動時間、休養日等の決定 ⑥活動場所の決定(用具保管場所、利用ルール等の確認を含む) ⑦会費・保護者等の負担軽減の検討 ⑧指導者や生徒の保険加入 ⑨学校関係者、保護者、生徒、地

域スポーツ、文化芸術団体への説明・周知 ⑩生徒への募集案内 ⑪地域人材の発掘・募集・マッチング ⑫教師等の兼職兼業制度の整備 ⑬指導を希望する教師等の把握・調査 ⑭指導を希望する教師等の手続きに係る説明会の実施 ⑮指導上の資質向上に係る研修の実施(暴言や体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント等の防止を含む)

部活動の地域連携であれば、部活動指導員等に向けての資質向上の研修は必要であるが、部活動指導員や外部指導者の確保、合同部活動の取組の具体的推進、地域のスポーツ団体・文化芸術団体等との協働・連携を考えていくことで進めることができる。

(2) 生徒の健全育成のための部活動指導員等の確保と指導力の向上を図る。

① 指導者の確保

以下のような方策により人材バンクを整備し、必要に応じて派遣できるシステムの構築を目指す。

ア 地域のスポーツ人材の発掘

市のスポーツ協会の各競技団体への登録者、市のスポーツ推進委員、スポーツ少年団・クラブチームの指導者、市役所の職員、大学生、個人で活動している指導者等をリストアップし、人材バンクを作成する。

イ 指導を希望している教員の把握

教員のアンケート調査等により、新たな地域クラブ活動での指導を希望する教員をリストアップする。同時に学校管理職や教員 OB にも枠を広げる。

ウ 大学との連携

市内にある大月短期大学と連携し、大学を通じて募集を行う。

② 指導力の向上

指導力の向上のため、次の取組を実施する。

ア 市としての取組

指導者には、研修会を実施または書面にて通知し指導力の向上に努める。

- 内容 ・部活動の教育的意義、学校教育についての理解
- ・「大月市部活動等の在り方に関する方針」の理解
 - ・発達段階に応じた科学的な指導の理解
 - ・安全の確保や事故発生後の対応についての確認
 - ・問題行動等発生時の対応について理解
 - ・体罰やハラスメントの根絶、サービスの遵守

イ 公認資格の取得の推奨

日本スポーツ協会の公認指導者資格、競技団体が定める公認指導者資格等の取得を推奨する。

③ 教員の兼職兼業

ア 規程や運用の作成

国が示す手引き等を参考にし、新たな地域クラブ活動等での指導を希望する教員が、円滑に兼職兼業の許可が得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 兼職兼業での配慮事項

市は、兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず、参加が強いられないよう十分に確認するとともに、勤務校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 法令の遵守

教員を指導者として雇用する際には、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」などを参照し、勤務時間等の全体管理など、雇用者の適切な労務管理に努める。

(3)生徒の活動を支える環境を整備する。

① 適切な休業日等の設定(再掲)

ア 大月市の部活動休養日及び活動時間の基準

○週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休養日を設ける。

○1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

イ 留意事項

- ・文化部活動も同様とする。
- ・長期休業中も、学期中に準じた扱いとする。
- ・長期休業中の土日祝日は大会がある場合や大会の直前日を除き、活動を計画しない。
- ・部活動休業日に大会参加等で活動した場合は、他の曜日に振り替える。

② 事故への対応

- ・学校部活動の地域連携については、学校の管理下の活動になるので、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」による保険が適用となる。事故発生時の対応は各校ごとのマニュアルを適用する。
- ・地域クラブ活動は、学校の管理下外になるので、保険加入を進めるとともに、事故発生時のマニュアル等を指導者に周知する。

③ 大会の参加について

中体連の大会への参加については、中体連の方針及び規程にしたがって参加する。

④ 生徒指導のトラブルへの対応

- ・学校部活動の地域連携のうち、合同部活動において問題行動が発生した場合は、当該校で事実確認、指導を行う。
- ・新たな地域クラブ活動で問題行動等が発生した場合には、その団体に事実確認と指導をお願いする。その後当該校の生徒指導主事に報告をする。

⑤ 活動場所

- ・学校部活動の地域連携では、当該校の学校施設や必要に応じて公共の社会体育施設の活用も視野に入れる。
- ・地域クラブ活動の団体は、公共の施設だけではなく、地域の中学校をはじめとした、小学校や閉校施設を活用する。
- ・市は、地域クラブ活動を行う団体に対し、利用料の減免を講じるなど、保護者等の負担を軽減しやすい環境づくりを行う。

8 部活動指導員の雇用のための費用負担～県の「部活動指導員任用事業実施要綱」に準ずる。(すべて実績に応じて報酬及び交通費・旅費を支払う)

○部活動指導員は1時間当たりの単価を1,600円とし、年210時間以内とする。1人当たり336,000円が上限となる。実績に応じて支払う。

○部活動指導員の数、は、できるだけ2中学校で合同にて行うことを考えると、

- ・野球部…1名 ・男子バスケットボール…1名 ・女子バスケットボール部…1名
- ・バレーボール部…1名 ・ソフトテニス部…2名 ・卓球部…2名
- ・陸上部…1名 ・バドミントン部…1名 ・剣道部…1名 ・吹奏楽部…1名

の計12名が最大で想定され、部活動指導員の報酬は総額最大で4,032,000円となる。

○私有自動車での大会等引率時の旅費は、「大月市職員の旅費に関する条例施行規則」に則り1kmにつき20円とする。ただし、次の地域の車賃は以下のとおりとする。

- ・甲府市…1,620円 ・富士吉田市…820円 ・甲州市…1,280円 ・都留市…340円
- ・山梨市…1,280円 ・韮崎市…2,120円 ・笛吹市…1,280円 ・上野原市…820円
- ・小菅村…1,000円 ・丹波山村…1,280円

以上を参考に概算見積額を出さなくてはならないが、教員の車や保護者の車や生徒輸送のバス等に同乗する場合があるので、旅費については丁寧で緻密な検討が必要である。

○保険については、コミュニティ・スクール導入時の学校支援のための怪我等の治療を保障する保険を適用する。

9 今後の取組とスケジュールについて

令和6年度

①教育委員会内で「大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行基本計画素案」検討・確認

②「大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行推進協議会要綱」の作成

③「大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行基本計画素案」について大月東中・猿橋中の学校長・体育主任等にヒアリング

④「大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行推進協議会」のメンバー選考、依頼、承諾を得る。開催通知や委嘱状の作成準備

⑤推進協議会委員の謝礼の準備

⑥大月市立中学校部活動指導員取扱要綱の作成

⑦「第1回大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行推進協議会」の開催…6月26日

・「大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行基本計画素案」の検討

・その他、必要と思われることを協議

⑧7月の定例教育委員会において「大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行基本計画案」の検討及び決定。

⑨「第2回大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行推進協議会」の開催…9月ころ

それ以降は随時

・「大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブへの移行基本計画」の再確認

令和7年度は、野球部、バスケットボール部(男子バスケットボール部含め)、バレーボール部、バドミントン部、陸上部、剣道部、吹奏楽部については、部活動指導員の確保も含めて地域連携ができることから、部によっては合同による部活動の実施や新たな地域クラブ活動への移行も視野に入れて試行する。該当部活の部活動指導員等の依頼ができるように、人材の選定方法の検討や予算計画の承認。

⑩令和7年度からの部活動指導員等に係る予算確保(国・県の補助研究・自主財源)や県等の補助金確保の取組

⑪関係団体・学校への説明・調整及び周知

⑫保護者や地域への説明・周知(リーフレットの作成)

⑬教員の指導体制の構築

⑭令和7年度から依頼する部活動指導員等の発掘、リスト作り(人材バンクづくり)

⑮「第3回大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行推進協議会」

の開催… 1 月から 2 月ころ

・ 令和 7 年度からの学校部活動の地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行に係る具体的な進捗状況等の確認

令和 7 年度

①「大月市立中学校部活動地域連携及び新たな地域クラブ活動への移行推進協議会」の開催
…随時

②随時部活動指導員等の確保

③令和 7 年度に地域連携等を開始した部活動の実施及び検証、またその結果に基づいて他の部活動及び競技等についても順次地域連携による部活動の取組の開始

→予算の確保と部活動指導員の確保が不調の場合、整った部活動から行う。令和 8 年度からの地域連携については完全実施を考えていきたいが、教員の働き方改革のために、少しでも早く実施する。

令和 8 年度以降

①すべての競技等において学校部活動の地域連携の実施

②地域連携に部活動のメリット・デメリットをまとめ、デメリットの解消を図る。

③部活動指導員等の継続的確保

④学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行の可能性を探り、その推進を図る。